

## 安全データシート

作成 2008 年 06 月 10 日  
改定 2017 年 12 月 06 日

## 1. 製品及び会社情報

製品名 : GW Buffer  
製品コード : 311-06641  
  
会社名 : 株式会社ニッポンジーン  
住所 : 富山県富山市間屋町 1-8-7  
電話番号 : 076-451-6548  
FAX 番号 : 076-451-6547

## 2. 危険有害性の要約

GW Buffer (エタノール) について記載

GHS 分類 : 引火性液体 : 区分 2  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分 2B  
発がん性 : 区分 1A  
生殖毒性 : 区分 1A  
特定標的臓器毒性・単回ばく露 : 区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)  
特定標的臓器毒性・反復ばく露 : 区分 1 (肝臓)  
区分 2 (中枢神経系)

GHS ラベル要素

注意喚起語



危険

危険有害性情報

: H225 引火性の高い液体及び蒸気  
H320 眼刺激  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H372 長期又は反復ばく露による肝臓の障害  
H373 長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き 【安全対策】  
P201 使用前に取扱説明書を入手すること。  
P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。  
P233 容器を密閉しておくこと。  
P240 静電的に敏感な物質を積みなおす場合、容器を接地すること、アースを取ること。  
P241 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。  
P242 火花を発生させない工具を使用すること。  
P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
P260 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
P264 取扱い後はよく手を洗うこと。  
P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。  
P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。  
P280 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
P281 指定された個人用保護具を使用すること。

【応急措置】  
P312 吸入した場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
P314 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
P308+P313 ばく露又は、ばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。  
P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
P370+P378 火災の場合には適切な消火方法をとること。

	P303+P361+P353 皮膚または髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
	P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。
【保管】	P405 施錠して保管すること。
	P403+P233 換気の良い所で保管すること。容器を密封しておくこと。
	P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
【廃棄】	P501 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

上記で記載がない危険有害性は分類対象外又は分類できない。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物区別	混合物
化学名または一般名	エタノール
濃度	70 %(v/v)
化学特性(化学式)	C <sub>2</sub> H <sub>6</sub> O
CAS 番号	64-17-5
危険有害成分	エタノール

### 4. 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は医師を呼ぶこと。
皮膚に付着した場合	: 皮膚を速やかに洗浄すること。 皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。
目に入った場合	: 水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 速やかに口をすすぎ、医師の診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	
吸入	: 咳、頭痛、疲労感、し眠
皮膚	: 皮膚の乾燥
眼	: 発赤、痛み、灼熱感
経口摂取	: 灼熱感、頭痛、錯乱、めまい、意識喪失
最も重要な徴候症状	: 中枢神経系に影響を与えることがある。 刺激、頭痛、疲労感、集中力欠如を生とがある。 妊娠中にエタノールを摂取すると、胎児に有害影響が及ぶことがある。 長期にわたる摂取は肝硬変を引き起こすことがある

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	: 棒状注水
火災時の特有危険有害性	: 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気
特有の消火方法	: 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- 関係者以外の立入りを禁止する。
- 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- 風上に留まる。
- 低地から離れる。
- 密閉された場所に入る前に換気する。

環境に対する注意事項

- : 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
- 吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
- 安全な取扱い注意事項 : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 接触、吸入又は飲み込んではいけない。
- 眼に入れてはいけない。
- 蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避

- : 「10. 安定性及び反応性」に記載

保管

- 適切な保管条件 : 直射日光を避け、換気のよいなるべく涼しい場所に密閉して保管する。
- 技術的対策 : 火気厳禁
- 混触禁止物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照
- 安全な容器包装材料 : ガラス、ポリエチレン、ポリプロピレン

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 許容濃度 ACGIH : データなし
- 日本産業衛生学会 : 設定されていない
- 設備対策 : 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
- 保護具
  - 呼吸器の保護具 : 保護マスク
  - 手の保護具 : 適切な保護手袋
  - 目の保護具 : 適切な保護眼鏡
  - 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣、保護長靴

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観（物理的状態、形状、色など） : 無色澄明の液体
- 臭い : エタノール臭
- pH : データなし
- 融点・凝固点 : データなし
- 沸点、初留点及び沸騰範囲 : データなし
- 引火点 : データなし
- 燃焼又は爆発範囲(上限・下限) : データなし

蒸気圧	: データなし
比重(相対密度)	: データなし
溶解度	: 水と混合する
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	: 空气中で爆発性過酸化物を生成する事がある。 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアと徐々に反応し、火災や爆発の危険をもたらす。硝酸、硝酸銀、硫酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤と激しく反応し、火災と爆発の危険をもたらす。 ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。
避けるべき条件	: 高温へのばく露
混触危険物質	: 強酸化剤、次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニア
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 経口           ラット           LD <sub>50</sub> =6200mg/kg           区分外
	: 経皮           ウサギ           LDLo =20,000 mg/kg bw           区分外
	: 吸入(蒸気)   ラット           LC <sub>50</sub> >20,000ppmV(4h)           区分外
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギ   ばく露試験 (OECD TG 404) 「not irritating」           区分外
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: ウサギ   Draize 試験 (OECD TG405) 「moderate irritating」かつ7日以内に症状がほぼ回復している。           区分 2B
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: 標準的 in vivo 及び in vitro 変異原性試験   : 陰性           区分外
発がん性	: IARC   エタノールの摂取により、エタノール及び主代謝物であるアセトアルデヒドが食道などに悪性腫瘍を誘発する。           区分 1A
生殖毒性	: 一定量以上の飲酒が流産の発生或は発生リスクを増加させる。 妊婦の習慣的な飲酒が胎児に発育抑制、小頭症、特徴的顔貌、精神障害などを起こす胎児性アルコール症候群の報告がある。           区分 1 A
特定標的臓器毒性・単回ばく露	: ヒト:吸入ばく露試験で、昏迷、傾眠、軽度の麻痺が観察される。区分 3(麻酔作用) ヒト:吸入ばく露試験では低濃度でも眼と上気道に刺激性がある。区分 3 (気道刺激性)
特定標的臓器毒性・反復ばく露	: ヒト:長期大量摂取はほとんど全ての器官に悪影響を及ぼす。最も強い影響を与える標的器官は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する。   区分 1 (肝臓) アルコール摂取による重度の身体的依存症は、振戦、痙攣、譫妄の禁断症状に加え、しばしば嘔気、脱力、不安、発汗を伴い、アルコールを得るための意図的行動、及び反射亢進が顕著となると述べられている。   区分 2 (中枢神経系)
吸引性呼吸器有害性	: データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: 魚類(ファットヘッドミノー)   LC <sub>50</sub> >100mg/L/96H   水生環境急性有害性   区分外
残留性・分解性	: 分解度: 89%byBOD
生態蓄積性	: 難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10 <sup>6</sup> mg/L) 分解性が高く、難水溶性でなく、生態毒性が低いため、水生環境慢性有害性は区分外とした。
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし
その他の有害影響	: データなし

### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 14. 輸送上の注意

国連番号	: 1170
品名	: Ethanol Solution
クラス	: 3
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 非該当
国際規制	
陸上規制情報	: ADR/RID の規定に従う。
海上規制情報	: IMO の規定に従う。
航空規制情報	: ICAO/IATA の規定に従う。
国内規制	
陸上規制情報	: 消防法の規定に従う。
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
特別の安全対策	: 輸送の際には、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れないように積み込み荷崩れの防止を確実にする。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 移送時にイエローカードの保持が必要。
緊急時応急措置指針番号	: 127

### 15. 適用法令

消防法	: 危険物第4類 アルコール類（水溶性）危険等級2
毒物及び劇物取締法	: 非該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき有害物（法第57条）No.61 名称等を通知すべき有害物（法第57条の2）No.61 令別表第一の4 危険物 引火性の物
化学物質管理促進法（化管法）	: 非該当

### 16. その他の情報

- ・引用 化学物質総合情報提供システム Chemical Risk Information Platform (CHRIP)  
[http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)  
原料試薬供給先から提供された SDS

\* 本データシートは試薬に関する一般的な取扱いを主に記載しており、試薬以外としての取扱い及び大量取扱いに関しては考慮されていない場合があります。また、現在での最新の情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。

\* 新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。

\* 記載されている値は安全な取扱いを確保するための参考情報であり、いかなる保証をなすものではありません。

\* 特殊条件下で使用するときは、その場の使用環境に応じて安全対策を実施してください。